

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和5年3月)

保険証を使用できるのは退職日までです

被保険者(ご本人)の方	退職日の翌日(資格喪失日)	から使用できません
被扶養者(ご家族)の方	被保険者が退職した日の翌日 就職等で被扶養者でなくなった日	から使用できません

加入者の皆さまへのお願い

- ご退職後に、ご本人・ご家族(被扶養者)の**保険証・高齢受給者証**をお勤め先へ速やかに**ご返却**ください。

事業主の皆さまへのお願い

- 退職者に、**退職日の翌日以降は保険証を利用できない旨**をお伝えください。
- 退職者から回収した保険証等は、「**資格喪失届**」に添付のうえ、**日本年金機構仙台広域事務センター**へ郵送にてご返却*ください。
- ご家族(被扶養者)が被保険者の扶養から外れる場合は、被扶養者異動届にその方の保険証等を添付のうえ、**仙台広域事務センター**に郵送にてご返却ください。
- 保険証を添付できない場合は、「**被保険者証回収不能届**」をご提出ください。

*資格喪失届・被扶養者異動届を提出した後に保険証等を回収した場合は、仙台広域事務センターまたは協会けんぽ青森支部へ郵送にてご返却ください。

資格のない保険証を利用すると...

退職日の翌日以降、資格のない保険証を利用して医療機関等を受診された場合、その医療費は全額自己負担となります。協会けんぽが負担した医療費は返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、こんなときは保険証が使えません

工作中や通勤途中での負傷は、**保険証を利用して診療を受けることはできません**。この場合、労災保険が適用されることとなります。

詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。

相手方の行為による負傷の治療で保険証を使用した場合は、 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

～「第三者行為による傷病届」の提出が必要となる例～



「第三者行為による傷病届」とは、加害者(相手方)の情報や事故発生状況、治療状況等をお知らせいただくものです。

相手方の行為による負傷の治療費は、**本来加害者が負担**するのが原則です。第三者行為による傷病届は、協会けんぽが加害者に対して、加害者が支払うべき治療費(健康保険で給付した分)を請求する際に必要となりますので、すみやかな提出をお願いいたします。

第三者行為による傷病届に関するお問い合わせ先：協会けんぽ 青森支部 レセプトグループ 017-721-2715

わが社の健康経営®

このコーナーでは、青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の健康に関する取組をご紹介します。
「健康経営®」は、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

今月の事業所様 NPO法人 障害者地域生活支援センター ぴあ 様

事業所所在地：青森県三沢市 従業員数：48名 事業内容：障がい福祉サービス等の各種事業サービス

取組内容

- 健康診断での腫瘍マーカー検査やピロリ菌抗体検査を全額会社負担として実施しています。また、健康診断の結果、精密検査が必要な社員に対し看護師からの指導があります。
- 毎月1回の体重測定や毎日の血圧測定、ラジオ体操を行っています。
- 喫煙者には会社負担で禁煙外来を受診していただき、全職員の禁煙に取り組んでいます。



事業所内での体操風景

取組のご感想を伺いました！

腫瘍マーカー検査やピロリ菌抗体検査を行うことで病気の早期発見、治療につながりました。健康診断や毎月の体重測定、毎日の血圧測定を行うことで自身の健康に気を遣うようになったと感じます。

健康宣言に関するお問い合わせ先：協会けんぽ 青森支部 企画総務グループ 017-721-2713